

## 主要国の自動車損害賠償責任保険制度

国名	強制保険に関する法律	法定最低保険金額			強制保険の保険会社における引受義務	保険料率に関する規制（自家用自動車）	賠償責任形態	無保険運転者・ひき逃げ事故被害者の保護	
		対人賠償		対物賠償（1事故）					
		1名	1事故						
日本	「自動車損害賠償保障法」 ・ 自賠責保険の付保を義務付ける。 ・ 支払限度額を定める。 ・ 被害者の直接請求権を認める。	3,000万円 <sup>(注1)</sup>	無制限	なし	あり	届出制による基準料率	過失責任の推定	政府（国土交通省）が行う保障事業による。 財源：強制保険である自賠責保険の保険料に含まれる保障事業賦課金	
アメリカ	カリフォルニア州	「賠償資力法」 <sup>(注2)</sup> ・ 一定の賠償資力の証明を義務付ける。 ・ 賠償資力額を定める。 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注3)</sup> ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額（賠償資力法と同額）を定める。	1万5千ドル <sup>(注5)</sup>	3万ドル <sup>(注5)</sup>	5千ドル <sup>(注5)</sup>	なし ただし、州の自動車保険プラン <sup>(注7)</sup> による契約引受の割当てが課される。	事前認可制 <sup>(注8)</sup>	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保 <sup>(注12)</sup> による。
	マサチューセッツ州	「賠償資力法」 <sup>(注2)</sup> <同上> 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注3)</sup> <同上> 「ノーフォルト保険法」 <sup>(注4)</sup> ・ ノーフォルト保険の付保を義務付ける。	2万ドル	4万ドル	5千ドル	なし ただし、州の自動車保険プラン <sup>(注7)</sup> による契約引受の割当てが課される。	事前認可制 <sup>(注8)</sup>	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保 <sup>(注12)</sup> による。
	ニューヨーク州	「賠償資力法」 <sup>(注2)</sup> <同上> 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注3)</sup> <同上> 「ノーフォルト保険法」 <sup>(注4)</sup> <同上>	2万5千ドル 〔傷害により死亡した場合は5万ドル〕	5万ドル 〔傷害により死亡した場合は10万ドル〕	1万ドル	なし ただし、州の自動車保険プラン <sup>(注7)</sup> による契約引受の割当てが課される。	原則 事前認可制 <sup>(注8)</sup> <sup>(注9)</sup>	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保 <sup>(注12)</sup> のほか、自動車事故保障法人（Motor Vehicle Accident Indemnification Corporation）が補償を行う。 <sup>(注13)</sup> 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
イギリス	「道路交通法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限		120万ポンド	なし	届出不要制（自由料率）	過失責任主義	全自動車保険会社の加入が義務付けられている自動車保障基金（Motor Insurers' Bureau）が補償を行う。 財源：自動車保険会社に対する賦課金	
ドイツ	「義務保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。 「保険契約法」 ・ 一定の責任限度額の範囲内において被害者の直接請求権を認める。	750万ユーロ		物的損害 122万ユーロ その他の財産的損害 <sup>(注6)</sup> 5万ユーロ	あり	届出不要制（自由料率）	法定限度額まで過失責任の推定 超過分は過失責任主義 <sup>(注10)</sup>	交通事故被害者救済基金（Verkehrsofopferhilfe）が補償を行う。 財源：自動車保険会社に対する賦課金	
フランス	「保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限		122万ユーロ	なし ただし、保険を購入できなかった契約申込人が料率算定中央会に斡旋を求めた場合には事実上の引受義務が生じる。	届出不要制（自由料率）	無過失責任主義 <sup>(注11)</sup>	義務保険保証基金（Fonds de Garantie des Assurances Obligatoires de Dommages）が補償を行う。 財源：自動車保険会社に対する賦課金、保険契約者に対する賦課金等	

- (注) 1. 死亡の場合の支払限度額。常時介護を要する後遺障害の場合は4,000万円。  
2. 賠償資力法は、自動車の保有者または運転者に対して定められた金額の賠償資力を有することの証明義務を課すものである。  
3. 賠償資力法が事後的資力証明を義務付けるのみであり、無保険運転者の発生を防止するには至らないため、約半数の州では強制賠償責任保険法により、自動車保有者に対して自動車の登録時等に保険加入証明書の提出を義務付けている。  
4. ノーフォルト保険とは、自動車事故によって生じた一定の範囲の人身損害について、過失の有無、加害者の有無にかかわらず、被害者自身が契約した自動車保険から直接被害者に保険金が支払われる制度である。  
5. カリフォルニア州では、低所得の運転者を対象として、法定最低保険金額を低く設定した安価な自動車保険を提供するプログラムが実施されている。法定最低保険金額は対人賠償1名あたり1万ドル、1事故あたり2万ドル、対物賠償1事故あたり3千ドルとなっている。  
6. その他の財産的損害とは、物的損害と無関係の財産的損害（例えば、他人の駐車場前で事故を起こしたことにより当該駐車場への出入りが不可能になったことによる損害）を指す。  
7. 自動車保険プランは、保険会社から引受を拒否された保険契約について、州内の全保険会社に収入自動車保険料の市場シェアに応じて、当該契約の引受を割当てるものである。  
8. みなし条項が付されている場合を含む。これは、一定の待機期間（30日または60日等）中に州保険庁から不認可とされない場合は、その期間が経過した時点で認可されたものとみなす制度である。  
9. ニューヨーク州では、①利用目的が非営利で②記名被保険者が自然人の場合については範囲料率制が適用される（改定幅が上下5%以内となる料率変更は、実施当日までに届出を行うことにより効力を有し、認可を要しない）。なお、範囲料率制は2020年1月に失効する予定である。  
10. ドイツ道路交通法では、財産上の損害項目について一定の責任限度額までは過失責任の推定がなされる。責任限度額を超える損害額については過失責任主義が適用される。  
11. 「交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする1985年7月5日の法律」（交通事故法）により、人身損害は被害者の許し難い過失が事故の唯一の原因である場合を除き無過失責任が適用される。また、人身損害を被った被害者が運転者の場合を除き、過失相殺は適用されない。  
12. 被保険者が無保険運転者の引き起こした事故によって死傷し、相手方から賠償を得られない場合に、加害者に代わって保険会社がその損害賠償金を支払うものである。現在、全米において本条項の付保が可能であり、また付保が義務付けられている州も多い。  
13. ただし、被害者本人も自動車保険に加入していない等の理由で、保険金の支払を一切受けられない場合に限る。なお、加害者が無保険の場合等に加害者に代わって被害者に補償を提供する制度は、このほかの州にも存在し、総称して「不履行判決支払基金（Unsatisfied Judgment Fund）」と呼ばれる場合がある。